

第 3 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 4 月 2 6 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年4月26日(金) 午後1時30分から 2時40分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 土地現況証明願について
第8	承認第1号 せたな町農業委員会事務局職員の任免について
第9	報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林	和	仁
農地係長	松	林	功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第35回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

昨日は雨が降りましたが、ここに来て天気が良く農作業も順調以上に進んでいることと思います。みなさん大変お忙しいかと存じます。

会長

さて、ここで報告を何点かしたいと思います。

まず、4月12日に檜山地方農業委員会連合会通常総会が当町の温泉ホテルきたひやまで開催されまして、役員改選がありました。厚沢部町農業委員会の■■■■会長が会長に就任され、私が副会長、そして北海道農業者年金の理事ということで3年間の任期をつとめることとなりました。3年間ということですが、7月の改選で私がせたな町農業委員会会長職を解かれた場合は、また報告が必要となります。

会長

そういったなかで、先日札幌で開催されました常設審議委員会、その後、私が会長をつとめております北海道農業会議役員選考会がありましたので、その結果を報告したいと思います。

まず、会長に深川市農業委員会の■■■■会長が継続して会長職につかれる予定であります。副会長には前年度からの帯広市農業委員会の■■■■会長、新たに蘭越町の■■■■会長が副会長に就任する運びとなりました。また、■■■■理事も引き続き専務理事として務められることとなりました。以上で報告とさせていただきます。

会長

本日の総会は案件が多く、議案第5号、承認1号と報告1号でございます。

時間がかかると思いますが、慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規

則第 13 条の規定により、13 番日置委員、14 番松崎代理を指名いたします。
この指名は、第 35 回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

「日程第２ 会期の決定について」本日１日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

事務局より説明願います。松林係長。

はい。議案 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 6 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 1 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が

〇〇さん。借主が、〇〇、〇〇さん。
 所在につきましては〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、現況地目は
 全て田、面積が合わせまして〇〇m²、解約理由につきましては、規模縮
 小により農地を使用しないためでございます。こちらの契約につきましては
 賃貸借、期間につきましては、2022年6月3日から2025年6月2日までの
 3年間、採草畑の単価が〇〇円、賃貸価格が〇〇円ございました。

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転及び使用貸借
権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものと
する。令和 6 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。
番号 5 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、
[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、契約内
容は贈与でございます。
こちらの理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいため
でございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ
意見聴取する。
令和 6 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。
番号 1 番。申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]さん
でございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、現況地目が畑、面積が [REDACTED]㎡、[REDACTED]、現況
地目が畑、面積が [REDACTED]㎡、転用の目的につきましては、農業用施設（牛舎）
と通路等の建設でございます。
転用事由の詳細につきましては、既存の牛舎が老朽化しており、作業の効
率も悪いため新築を計画しているためでございます。転用期間は許可日から
永久、位置図につきましては 8 ページの図 1 に掲載しております。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内の転用であり、既存の農業
倉庫が古くなり、隣接する用地に農業用倉庫を建設するもので、効率的な経
営につながるものと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございま
す。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 33 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 4 月 26 日、対価の支払期限が 2024 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 34 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 12 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 4 月 26 日、対価の支払期限が 2024 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 35 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。

事務局

■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■の計 19 筆、面積が合わせまして ■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 4 月 26 日、対価の支払期限が 2024 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、■、■、■の単価が ■円、■、■、■の単価が ■円、■、■、■、■、■、■、■、■、■の単価が ■円、売買価格は ■円でございます。

議長

ここで、暫時休憩いたします。(約 5 分)

議長

休憩をときます。

続けて説明願います。松林係長。

事務局

はい。資料 12 ページをご覧ください。

番号 36 番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が ■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 4 月 26 日、対価の支払期限が 2024 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が ■円、売買価格は ■円でございます。

事務局

資料 13 ページをご覧ください。

番号 37 番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が ■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 4 月 26 日、対価の支払期限が 2024 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が ■円、売買価格は ■円でございます。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 38 番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が ■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまし

事務局

て、所有権移転の時期につきましては2024年4月26日、対価の支払期限が2024年12月31日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

資料15ページをご覧ください。

番号39番。利用権の設定等を受ける者[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2024年4月26日、対価の支払期限が2024年12月31日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

資料16ページをご覧ください。

番号40番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計10筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2024年4月26日、対価の支払期限が2024年7月29日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

資料17ページをご覧ください。

番号41番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計14筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2024年4月26日、対価の支払期限が2024年7月29日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号42番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が

事務局

■■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、新規でございます。

事務局

資料19ページをご覧ください。

番号43番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、面積が■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料20ページをご覧ください。

番号44番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計7筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2029年4月25日までの5年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料21ページをご覧ください。

番号45番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計18筆、内、田んぼが9ヶ所■■■■■㎡、畑が11ヶ所■■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田と転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2029年4月25日までの5年間、田んぼの単価が■■■■■円、畑の単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料22ページをご覧ください。

番号46番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■、■■■■■。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■の計2筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2029年4月25日までの5年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 47 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 4 月 26 日から 2027 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 24 ページをご覧ください。

番号 48 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 4 月 26 日から 2029 年 4 月 25 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 25 ページをご覧ください。

番号 49 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 4 月 26 日から 2029 年 4 月 25 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 26 ページをご覧ください。

番号 50 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 4 月 26 日から 2027 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 27 ページをご覧ください。

番号 51 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[redacted] [redacted]さん。利用権の設定等
 をする者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 11 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 4 月 26 日から 2028 年 4 月 25 日までの 4 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 28 ページをご覧ください。

番号 52 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2029年4月25日までの5年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

資料 29 ページをご覧ください。

番号 53 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
の計 16 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、
こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、
2024 年 4 月 26 日から 2027 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が 円、
賃貸価格が 円、新規でございます。

資料 30 ページをご覧ください。

番号 54 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 13 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024 年 4 月 26 日から 2027 年 4 月 25 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

資料 31 ページをご覧ください。

番号 55 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が■円、賃貸価格が■円、新規でございます。

事務局

資料32ページをご覧ください。

番号56番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、■、■の計6筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が■円、賃貸価格が■円、新規でございます。

事務局

資料33ページをご覧ください。

番号57番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■の計17筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が■円、賃貸価格が■円、新規でございます。

事務局

資料34ページをご覧ください。

番号58番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、■の計3筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が■円、賃貸価格が■円、新規でございます。

事務局

資料35ページをご覧ください。

番号59番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■の計2筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月

事務局

26日から2029年4月25日までの5年間、単価が 〇〇円、賃貸価格が 〇〇円、継続でございます。

事務局

資料 36 ページをご覧ください。

番号 60 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 10 筆、面積が合わせて [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 4 月 26 日から 2027 年 4 月 25 日までの 3 年間、[REDACTED]の単価が [REDACTED] 円、その他 9 筆の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 37 ページをご覧ください。

番号 61 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 38 ページをご覧ください。

番号 62 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さ
ん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございます。

事務局

資料 39 ページをご覧ください。

番号 63 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年4月26日から2027年4月25日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、新規でございます。

事務局

資料 40 ページをご覧ください。

事務局

番号 64 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 7 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 4 月 26 日から 2029 年 4 月 25 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

〇〇委員

番号 36、37 番なのですが、利用権の設定を受ける方が同一なのに、経営面積が全く違うのですが。

事務局

申し訳ございません。

議長

こちらは訂正が必要です。

事務局

確認して、正しいものを後程お知らせします。

議長

はい、他にございませんか。

議長

はい。大羽委員。

大羽委員

番号 39 番ですが、この経営面積で正しいのでしょうか。

議長

こちらも、合わせて確認してください。

事務局

はい。かしこまりました。

議長

続いて、松崎委員。

松崎委員

番号 40 番。売買価格の金額はありますか。

(電卓をたたく音)

事務局

申し訳ございません。こちら一桁間違っておりました。
[REDACTED] 円の間違いでした。申し訳ございません。

議長

その他、議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 9 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 6 年 4 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 45 ページをご覧ください。

番号 3 番。所在につきましては[]、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 4 月 10 日に原田会長、松崎代理、森委員、小島委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、46 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 4 番。所在につきましては[]、[]、面積が []㎡、[]㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 4 月 10 日に原田会長、松崎代理、森委員、小島委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、46 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 5 番。所在につきましては[]、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願

事務局

出者共に[]、[]さんでございます。

2024年4月10日に原田会長、松崎代理、森委員、小島委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、46ページの図2のとおりでございます。

事務局

番号6番。所在につきましては[]、[]、面積が[]
m²、[]m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に[]、[]さんでございます。

2024年4月10日に原田会長、松崎代理、森委員、小島委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、46ページの図2のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 承認第1号 農業委員会事務局員の任免について】

議長

「日程第8 承認第1号 せたな町農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長

事務局

はい。議案11ページ目をご覧ください。

承認第1号。せたな町農業委員会事務局職員の任免について。

せたな町職員の事務分掌異動に伴う農業委員会事務局職員について、次のとおり専決により発令したので承認を求める。

令和6年4月26日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

こちらにつきましては3月31日付け、せたな町職員の定年退職と4月1日付け、せたな町の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございました。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により農業委員会総会に上程

事務局

し、承認を求めるものでございます。

解任が事務局長の丹羽優、事務局次長の佐々木正人、任用が事務局長に小林和仁、総務係長兼農地係長に松林功でございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

承認第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認されました。

【報告第1 承認第1号 農地法第5条の規定による届出について】

議長

「日程第3 承認第1号 農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長

事務局

はい。議案13ページ目をご覧ください。

報告第1号。農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用計画書の提出があったので、別紙により内容審査した結果、農地法施行規則第29条第16項に適合し、許可が不要のため報告する。

令和6年4月26日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の47ページをご覧ください。

貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]

[REDACTED] 職務執行者 [REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、現況地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的（理由）につきましては、小型風力発電施設から北海道電力までの自営線確保のため、送電施設（電柱）を4本設置するため。転用期間は令和26年7月2日までとなっております。位置図・配置図につきましては、48ページの図3のとおりでございます。

事務局

農地法施工規則で、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）もしくは中継施設またはこれらの施設を設置す

事務局

るために必要な道路もしくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合となっておりまして、借主が認定電気通信事業者であることが提出書類により確認できたため、農地法施工規則第29条第16項に該当し、許可が不要でありますことから報告するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。
報告第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、報告承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は報告の通り承認されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第35回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年 5 月 30 日

会議録署名委員

13番 日置和彦

14番 松崎 豊

議長 厚田 嘉博